

# 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令・施行規則の改正に係るQ&A

本Q&Aは、本件改正に係るパブリックコメント手続において、警察庁等との共管である「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の解釈に関して寄せられた主な質問について、Q&Aの形式にて公表するものです。

## 凡 例

本Q&Aにおいては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令	犯収法施行令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則

## 目次

I 犯収法施行令関係	1
II 犯収法施行規則関係	2

No.	質問	回答
I 犯収法施行令関係		
1	<p>改正後の犯収法施行令第7条第1項第1号コ（改正前の同号ナ）は、「預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結を行うことなく為替取引（略）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」と規定しており、最も典型的な場面として、資金移動業者がその顧客に対してウォレット／アカウント等を開設する契約を締結する行為が想定されている（当該行為において取引時確認を行うことが求められる）と考えられる。仮に、資金移動業者が、そのようなウォレット／アカウント等を開設することなく、利用者が自ら管理するウォレット（いわゆるアンホステッド・ウォレット）に対して、直接、電子決済手段（ステーブルコイン）を発行又は償還する行為については、「預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結を行うことなく為替取引（略）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」に該当するのか（当該行為において取引時確認を行うことが求められるのか）お示しいただきたい。</p>	<p>利用者が自ら管理するウォレットである「アンホステッド・ウォレット」に対する電子決済手段の発行については、当該電子決済手段の発行を依頼した者に対して発行者への償還請求権を発生させるものであり、償還が行われるまでの間、発行者と当該依頼者との間に継続的な法律関係を成立させる取引であることから、「預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結を行うことなく為替取引（略）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」（改正後の犯収法施行令第7条第1項第1号コ）に該当すると考えられますので、当該依頼者（アンホステッド・ウォレットの保有者）について取引時確認を行うことが求められます。</p> <p>アンホステッド・ウォレットに対する電子決済手段の償還については、直ちには「預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結を行うことなく為替取引（略）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」（改正後の犯収法施行令第7条第1項第1号コ）には該当しないと考えられるものの、マネロン・テロ資金供与リスクが高いことから、償還先の顧客（アンホステッド・ウォレットの保有者）について取引時確認等のリスク低減措置を講じることが望ましいと考えられます。なお、アンホステッド・ウォレットに対する電子決済手段の償還が、その態様や回数によって「預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結を行うことなく為替取引（略）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」（改正後の犯収法施行令第7条第1項第1号コ）に該当すると判断される場合には、償還先の顧客（アンホステッド・ウォレットの保有者）について取引時確認を行うことが求められます。</p> <p>なお、上記に該当しない取引であったとしても、電子決済手段は、アンホステッド・ウォレットで管理を行うことや、アンホステッド・ウォレット間の直接の取引（P2P）での移転が可能とされており、アンホステッド・ウォレットとの取引は、</p>

		その匿名性や管理者による移転制限の欠如により、典型的にマネロン・テロ資金供与リスクが高いと考えられるところ、疑わしい取引等の特別の注意を要する取引に該当する場合や、ハイリスク取引に該当する場合には、取引時確認を行うことが求められます（犯収法第4条第1項及び第2項）。
2	<p>特定信託会社が、特定信託受益権を取得した相手方と直接の契約関係にない場合（例えば、パーミッションレス型ステーブルコインの場合であって特定信託会社が関知しない取引（P2P取引など）によって特定信託受益権を取得した相手方など）は、当該相手方は、犯収法施行令第7条第1項第1号コに基づく為替取引を継続的に又は反復契約して行うことを内容とする『契約の締結』はなく、取引時確認は不要との理解でよいか。</p>	<p>特定信託会社が、特定信託受益権を取得した相手方との間で直接の契約関係がなく、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないと評価される場合には、改正後の犯収法施行令第7条第1項第1号コに基づく取引時確認は不要になります。もっとも、特定信託受益権の保有・移転に関しては、カスタディや媒介に係るサービスの提供等の個別の事情に応じて、特定信託会社ではなく電子決済手段等取引業者において取引時確認が必要になる場合が生じる点には留意いただく必要があります。</p>
II 犯収法施行規則関係		
(1) 第24条（取引記録等の記録事項）		
3	<p>アンホステッド・ウォレットと取引を行う場合、犯収法施行規則第32条第6項第1号及び第2号に基づいて、当該取引を行う利用者や自らの調査を通じて、当該ウォレットに関する情報を取得した上で、当該取得した情報に基づいて、「第三十一条の四第一項に規定する事項に相当する事項」及び「第三十一条の四第一項に規定する事項に相当する事項（当該電子決済手段等取引業者が知り得た事項に限る。）」を取引記録に記載するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
(2) 第31条（外国為替取引に係る通知事項等）		
4	<p>「人格のない社団又は財団」を顧客管理上法人扱いとするか、自然人扱いとするかに関し、金融機関においては、例えば、1. 預金保険法に基づく名寄せ管理の考え方や、税法上の取扱いを踏まえて判断する、2. 「権利能力なき社団」の成立要件（最判昭和39年10月15日）への該当性の判定を中心に判断する、という場合も多いと思われる。</p> <p>犯収法施行規則第31条第1項第1号で示された海外送金取引における通知事項の取扱いに係</p>	<p>権利能力なき社団の成立要件は昭和39年10月15日最高裁判決によって示されているところ、代表者又は管理人の定めがある場合は当該成立要件に含まれると考えられることから、預金保険法や税法等に係る顧客管理において、当該成立要件が確認されているのであれば、差し支えないと考えられます。</p>

	る「人格のない社団又は財団」の法人・自然人の区分にあたり、「これまでの預金保険法に基づく名寄せ管理や税法上の取扱い等を踏まえて区分を判断する」といった考えでも差し支えないか。	
5	犯収法施行規則第31条第1項第1号における「人格のない社団又は財団」の取扱いに係る改正は、あくまでも外国送金取引における特定事業者の通知事項の取扱いを明確化するものであり、犯収法第4条第5項に規定する取引時確認における「人格のない社団又は財団」の取扱いの考え方に影響を与えるものではないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
6	犯収法施行規則第31条第1項において、「代表者又は管理人の定めがない人格のない社団・財団」(自然人扱い)の場合には、通知事項となるのは、当該社団・財団の名称ではなく、取引担当者(代表者等)の氏名であるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
(3) 第31条の4(電子決済手段の移転に係る通知事項等)、第31条の7(暗号資産の移転に係る通知事項)		
7	当該移転に係る識別子又は当該識別子を特定するに足る記号番号とは、ブロックチェーン上の送付元アドレス(ウォレットアドレス)を指すとの理解でよいか。	<p>「当該移転に係る識別子」については、ご理解のとおり、ブロックチェーン上の送付元アドレスを想定しています。</p> <p>「当該識別子を特定するに足る記号番号」については、ブロックチェーン上の取引と通知事項が結びついており、かつ、当該取引において用いられた送付元アドレスを特定可能な場合には、ブロックチェーン上のタグ情報やメモ情報その他の記号番号が容認されと考えられます。</p> <p>なお、法令上の通知に加えて、追加でその他の任意の参照番号を通知することも差し支えありません。</p>
(4) 第32条(取引時確認等を的確に行うための措置)		
8	アンホステッド・ウォレット等の取引に関する犯収法施行規則第32条第6項第2号及び第8項第2号は、「当該電子決済手段/暗号資産の移転に係る最初の移転元及び最後の移転先の名義その他の当該移転に関する情報を収集すること」と規定しているが、この「最初の移転元及び最後の移転先」は、特定事業者が関与する当該移転における最初の移転元と最後の移転先に関する情報を意味しているのか。	<p>「最初」及び「最後」との規定は、電子決済手段又は暗号資産の移転時に、委託関係が存在する場合を想定しているものであり、特定事業者が関与する個々の取引を規定しているものです。</p> <p>例えば、特定事業者A(顧客Xのアドレスを管理)がアンホステッド・ウォレットYに暗号資産を移転する際に当該移転を特定事業者Bに委託する場合、Aの直接の取引先(移転先)はBですが、最後の移転先はYとなります。この場合、最</p>

<p>それとも、当該特定事業者が関与する取引による移転先からさらに移転が行われていく場合には、最後の移転先の情報までを意味しているのか。</p>	<p>初の移転元は顧客Xとなります。</p>
--	------------------------